

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第68回 理事会の焦点

一時支援金のオンライン申請開始へ

開催日時 3月16日(火) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 対外役員等推薦者一部変更の件
- ② 専門委員会委員一部変更の件
- ③ 全国個人タクシー協会関東支部代議員一部変更の件

秋田会長から現在の業界を取り巻く情勢について「緊急事態宣言が今月21日まで延長されている中、1月の理事会は書面開催、2月の理事会は中止とさせていただきますでしたが、報告事項等のお伝えするべき内容が溜まってきているため、今回の開催となりました。久しぶりの理事会であります、感染予防対策のため、なるべく短時間での開催とさせていただきます」と挨拶の後、理事会開催となりました。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について

緊急事態宣言が3月21日まで延長されていますが、不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されることになりました。個人事業者は上

限30万円となります。

手続きはオンラインで申請が基本(申請受付期間は3月8日～5月31日)ですが、登録確認機関による事前確認が必要となります。確認機関として個人タクシー協組が登録を認められるか確認を行ったところ、確認機関には該当しないということでした。各支部でお世話になっている会計事務所等と連絡を取り合っており、対応いただければと思います。

※詳細は3面記事をご参照下さい。

持続化給付金再給付の要望書を経産省へ提出

3月11日に全個協として、秋田会長、冨本副会長と個人タクシーを応援する議員連盟の城内事務局長とともに経済産業省を訪れ、長坂康正副大臣に持続化給付金の再給付を求める要望書を手渡しいたしました。



経産省に要望書提出



その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況(令和3年3月1日現在)

許可事業者数 11,151名(前月比 -71名)
(特別区、武三10,762名 北多摩147名 南多摩242名)
傘下事業者数 10,864名(前月比 -68名)
(特別区、武三10,479名 北多摩144名 南多摩241名)
※集計方法は運輸行政と異なります。

譲渡譲受認可書交付式

コロナ禍であつても
優秀適格者としてのプライドを忘れずに

3月18・19日の2日間にわたり、午後3時30分より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー認可書交付式」が行われ、東京では新たに80名の事業者が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局本江幸一次長から、以下の言葉がありました。

「昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、3密の回避、手洗いや咳エチケットの徹底といった新しい生活様式が示されるなど、国民の生活環境に大きな変化が出ております。また2回目の

緊急事態宣言に伴う夜間の飲食機会の減少により、人の動きが大きく変化し、全国的にタクシーの売上が減少し、大変厳しい状況です。

そのような中、皆様方は新たな船出をすることとなりますが、公共交通機関としての役割を果たし、車内のこまめな消毒や運行中の換気等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために対策の徹底をお願いいたします。

また、自身の健康管理を十分に行い、新型コロナウイルス感染症に感染しない、感染させないよう注意いただくとともに、働き過ぎにより身体を壊すことのないようお願いいたします。

本日は、認可書を受け取られ、大変おめでたい席ではございますが、皆様に3つをお願い申し上げます。

はじめに輸送の安全・安心の確保です。事業者の皆様には、健康診断の受診の徹底等、ご自身の健康管理に十分ご留意いただき、交通事故防止等を推進し、誰もが安心して利用できる公共交通機関として、一人ひとりが安全のプロフェッショナルとしての高い意識を

持つて、今後個人タクシー事業者としてハンドルを握っていただくようお願い申し上げます。

2つ目はコンプライアンス（法令遵守）です。行政としましては、個人タクシー業界の信頼を失墜させるような法令を遵守しない事業者に対しては厳正に対処しているところであり、これから個人タクシー事業者になられる皆様方には、改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

最後にタクシー事業の適正化及び活性化についてです。地域の公共交通としての機能を十分發揮できるよう、供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、利用者利便向上にご尽力をお願いいたします。

認可書交付早々、厳しいことを申し上げましたが、皆様がご自身の健康に留意され、末永く無事故・無違反で活躍される事をご祈念申し上げます」

認可者の喜びの声

都営協・事業団支部 伊藤 晃倫さん(39歳)

タクシーは以前から利用することが多く、身近な存在でした。元々一人で何かをするという事が好きだったこと、そして車の運転が好きだったこともあり、タクシー運転手になることを決めました。

こうして認可書の交付を受けましたが、まだ実感は薄くて、おそらく4月に納車予定の自分の車を目の前にしてやっと個人になった実感が湧くのかなと今から楽しみにしています。個人タクシーのドライバーとして、お客との会話も大切にして丁寧な接客を心がけていきたいと思っています。



東個協・北支部 野口 博和さん(37歳)

タクシー運転手になる前はIT企業でSEをやていましたが、仕事が合わず次の仕事を探していたところ、知人から勧められてこの業界に入りました。やってみると基本的に自分一人で完結するという仕事内容に魅力を感じ、3～4年経つ頃にはゆくゆくは個人を目指そうと思うようになりました。

これからは、まず無理はしないでしっかりと仕事を続ける事、そしてお客様にとって「個人に乗って良かったな」と感じていただけるような接客をしていくことができればと思います。



一時支援金の申請

※受付は5月31日まで

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の申請に当たっては、不正受給防止のため、申請前に登録確認機関（顧問税理士等）で左記の事前確認を受ける必要があります。詳しくは所属する団体にご相談ください。

事前確認内容

事前確認においては、「申請ID」、「電話番号」、「氏名及び生年月日」等の確認のほか、宣誓・同意事項等を正しく理解しているかについて、左記の質問が電話等でされますので、あらかじめ十分理解しておく必要があります。

□飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。

□前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。

□事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではないことを認識しているか。

□「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているか。

□「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか。

出する義務があることを認識しているか。

□今後、事業を継続する意思がない場合（廃業を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識しているか。

□宣誓・同意書を全て読んだ上で自署したか。

□不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識しているか。

※依頼する登録確認機関が顧問税理士等でない場合の事前確認は、更に必要書類の確認も含めて電話でなくTV会議又は対面等で受ける必要があります。

丸の内警察署より改善要請

タクシーの客待ち・時間待ちによる駐停車違反等について

日比谷公園周辺の白山祝田通りや国会通り上にタクシーの客待ち・時間待ちによる駐車が数多くあり、特に夜間帯は二重駐車や交差点内駐車もありますことから、苦情が多い状況となっています。タクシー乗り場以外での客待ち・時間待ち駐車は、他の交通の妨害や交通事故の原因になりますので、路上駐車の防止にご協力をお願いします。

※丸の内警察署管内においては、昨年1年間の負傷者を伴う交通事故件数のうち40%以上がタクシー関与のものであり、今回も特に強い改善要請を受けております。

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

(件)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案（加重）	合計
令和3年1月	2	1	0	3

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

令和3年2月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	葛飾支部	S・A	R2.12.7	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為	加重	表示灯使用停止 換金停止
都営協	葛飾支部	T・H	R2.12.9	内幸町ホール前 交差点周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 換金停止
都営協	新中野支部	T・A	R2.11.12	難波橋周辺	乗り場無視	加重	表示灯使用停止 換金停止
都営協	北区協組	N・K	R2.12.10	土橋高速入口周辺	乗り場無視		表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和3年2月中に処分内容の報告があったもの

※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

*2月

氏名

所属団体

享年病名

三浦 捷男

(東個協 葛飾第二) 76 虚血性心疾患

田中 優次

(東個協 葛飾第二) 64 肝硬変

柳堀 要司

(東個協 杉並) 66 うつ血性心不全

八木 晴男

(東個協 練馬第二) 71 肺炎

佐藤 新吾

(東個協 城南) 74 心不全

門井 勇

(都営協 交友) 74 虚血性心疾患

岡本 喜三雄

(都営協 朋友) 81 うつ血性心不全

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告②

【移 転】

名称	新所在地	旧所在地	移転日
中央年金事務所	中央区明石町8-1 聖路加タワー1階・16階	中央区銀座7-13-8	令和3年2月

【新 施 設】

地図	名称	概要
	ダイワロイネットホテル 池袋東口	「池袋駅」東口(南)より徒歩2分と繁華街 にありながら、静けさと上質さを感じる空 間が誕生。
	所在地	開始日
	豊島区南池袋1-20-8	令和3年2月

【道 路・橋 等】

地図	名称	概要	変更日
	東京都市計画道路 補助線街路第128号線 (世田谷区世田谷2丁目 ～桜1丁目)	世田谷通りから城山通り までの交通の円滑化が図 られるとともに、生活道路 へ流入する通過交通が減 少するなど、安全性の向 上が期待される。 2021地図 P166-F-1～F-2	令和3年3月
	東京都市計画道路 補助線街路第230号線 (練馬区土支田3丁目～ 大泉町2丁目)	別荘橋通りや土支田通り など、周辺地域の交通の 円滑化が図られるととも に、生活道路へ流入する 通過交通が減少するな ど、安全性の向上が期待 される。 2021地図 P87-I-5～J-5	令和3年3月